

訓子府町下水道事業経営戦略

農業集落排水事業

令和3年3月

訓子府町上下水道課

訓子府町下水道事業経営戦略

団 体 名	:	訓子府町
事 業 名	:	農業集落排水事業
策 定 日	:	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	:	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	訓子府地区 平成 4年度(供用開始後28年) 末 広地区 平成 9年度(供用開始後23年) 日 出地区 平成11年度(供用開始後21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用(令和6年3月31日までに移行し、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用予定)
処理区域内人口密度	14.43人/ha(令和元年度末時点)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	3処理区(訓子府地区、末広地区、日出地区)		
処 理 場 数	3処理場(訓子府町農業集落排水管理センター、末広地区農業集落排水処理センター、日出地区農業集落排水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始以来、広域化等は実施していません。 処理区域以外の区域については、個別排水処理施設整備事業を平成11年度から実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	個別排水処理施設整備事業の使用料金と同一の料金体系としています。 平成21年4月、使用料金について約14%引き上げる改定をしています。		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	【料金体系】1) 一般用 基本料金(1か月につき10立方メートルまで) 1,760円(税抜 1,600円) 超過料金(1㎡メートルにつき) 176円(税抜 160円) 2) 水道水以外、水道水の使用水量の内施設を使用しない水量が著しく多い場合 基本料金(1か月につき、1家族2人まで) 2,508円(税抜 2,280円) 超過料金(1人増える毎) 1,254円(税抜 1,140円)		
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	※使用料は、基本料金と超過料金との合計金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。 この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 3,520 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 3,651 円
	平成30年度 3,456 円		平成30年度 3,618 円
	平成29年度 3,456 円		平成29年度 3,600 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	本町の下水道事業は、上下水道課で管理運営しています。 令和2年度現在の事務分掌は、課長1名(建設課長併任・水道事業兼任)、水道事業併任職員2名、専任職員1名の体制のなかで、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業を実施しています。 ※ 決算統計での職員数は、下水道事業特別会計から給与等を支出している1名(専任職員分)となります。
事業運営組織	農業集落排水事業の実施により、昭和62年度に下水道事業を所管する環境整備課が設置され、平成11年度に個別排水処理施設整備事業を開始。その後農業集落排水処理施設の整備が一定程度進んだことにより、職員数を削減し、組織見直しを経て生活環境課に名称変更。 平成17年度には建設課に統合し課長補佐1人、下水道係に1人の体制となり、平成22年度には水道課に建設課下水道係を統合することを機に、水道課を上下水道課に名称変更しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設の維持管理業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在、維持管理を民間委託をしており、指定管理者制度については未実施です。
	ウ PPP・PFI	現在、維持管理を民間委託をしており、PPP・PFIについては未実施です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	処理施設で出た脱水汚泥(肥料登録)を町外で2次堆肥化し、町の公共牧場で利用していますが、発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	下水道事業に必要な土地・施設以外に資産が無いため、土地・施設の活用等は行っていません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>別紙「経営比較分析表」は、令和元年度決算に基づき策定し、町ホームページに公表します。</p> <p>この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本事業の経年比較、他市町村の類似団体及び全国平均との比較により、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p> <p>分析結果については、別紙「経営比較分析表」を参照のこと。</p>
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>訓子府町の行政区内人口は、1955年度(昭和30年度)に10,903人とピークとなり、その後、都市部への人口流出等により人口が減り続け、2015年度(平成27年度)には5,221人となっています。</p> <p>将来において行政区人口の減少とともに、処理区内人口も減少することになります。</p> <p>処理区人口は、2015年度(平成27年度)には3,269人だったものが、2030年度(令和12年度)には、2,710人へ減少する見通しになります。</p> <p>※ 処理区内人口の推計は、農業集落排水事業が市街地、個別排水処理施設整備事業が農村地域を対象としているため、行政区の人口減少率等を用いず、農業集落排水事業の処理区内の過去の減少率の平均から算出。水洗化率については、現状の率(R1年度:95.67%)を維持とした。</p>

(2) 有収水量の予測

<p>有収水量は、年度による増減がありますが、処理区内人口の減少と共に減少傾向が見込まれます。</p> <p>有収水量は2015年度(平成27年度)295,248㎡だったものが、2030年度(令和12年度)には、239,803㎡へ減少する見通しになります。</p> <p>※ 有収水量の推計は、現状の水洗化率(R1年度:95.67%)を維持することとし、農業集落排水事業の処理区内の過去の減少率の平均から算出。</p>

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、年度による増減がありますが、処理区内人口の減少と共に減少傾向が見込まれます。
使用料収入は2015年度(平成27年度)53,796千円だったものが、2030年度(令和12年度)には、45,398千円へ減少する見通しになります。
※ 使用料収入の推計は、現状の水洗化率(R1年度:95.67%)を維持することとし、農業集落排水事業の処理区内の過去の減少率の平均から算出。

(4) 施設の見通し

供用開始後20年以上を経過したため、平成28年度に機能診断を実施し、令和元年度から農業集落排水事業(機能強化対策)を実施しています。
上記補助事業により令和元年度に訓子府地区と末広地区の実施設計を行い、令和2年度から実際の機器更新工事を実施し、訓子府地区が令和4年度まで、末広地区が令和2年度までの事業となっています。
日出地区については、支障のある劣化等がみられなかったため、令和元年度からの機能強化事業での更新を行いませんでしたが、今後老朽化も進むため、補助事業を活用して更新を進めていきます。
令和6年の地方公営企業法の法適用化にむけて固定資産等を整理し、収支状況を見極め、法適用後の更新計画を再検討いたします。

(5) 組織の見通し

事業開始以来、課の統廃合等、組織の見直しを行っています。
令和6年の法適用化に伴い、業務量の増加が見受けられるため、法適用の適用作業を進めながら、組織や人員体制の検討いたします。

3. 経営の基本方針

(1) 計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や維持管理費の増加により厳しい経営状況となっています。
限られた財源のなか、適正な事業計画及び財政計画を基に経営を行っています。
計画的な事業執行を通じて、みんなが快適に暮らせる「基盤」を整える街づくりを進めます。

(2) 施設の維持管理

維持管理業務の効率化と経費削減に積極的に取り組みます。
これまでと同様に民間委託を継続するとともに、他業務についても効率的な業務執行を検討します。

(3) 水洗化の普及促進

公共用水域の水質保全のため、これまで同様に水洗化の普及促進を図り、より良い生活環境を維持していきます。

(4) 経営の健全化

下水道事業は一般会計からの繰入によって収支不足を補っている状況であり、収入確保のため使用料を確実に収納するとともに、施設整備に伴う資金調達については、補助事業や企業債の資金を的確に活用し財政負担の軽減を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	農業集落排水施設は、今後老朽化が進んでいくため、補助事業を活用して施設や機器の更新を引き続き計画的に取り組んでいきます。 また、令和6年4月1日から法適用を予定しており、固定資産の整理などを通し、今後の更新を収支状況を見極めながら進めていきます。
-----	--

○投資の目標に関する事項

令和元年度から訓子府地区と末広地区の農業集落排水事業(機能強化対策)を実施しており、令和3年度と4年度に訓子府地区の事業費を計上しています。日出地区の事業については、令和6年の法適用後に投資時期等を検討します。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間中に耐用年数に達する管渠、処理場が無い場合、更新に関しては計画していません。

○その他

令和6年の地方公営企業法の法適用化にむけて、令和3年度から令和5年度まで法適用に関する委託費を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後、区域内人口の減少や有収水量の減少により使用料収入の減少が見込まれます。 農業集落排水事業の収支不足については、町の一般会計からの繰り入れを行っている状況ですが、公営企業の独立採算制の原則の下、可能な限り事業に係る補助金や使用料収入、企業債により収支均衡を図っていき、経営の健全化を目指します。
-----	--

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、現状の水洗浄率を維持することとしていますが、区域内人口の減少や有収水量の減少に伴い、過去の減少率を用いて使用料の減収を見込む計画としています。

○企業債に関する事項

計画期間中の農業集落排水事業(機能強化対策)の事業費に係る下水道事業債及び過疎対策事業債、法適用の事業費に係る公営企業会計適用債を見込む計画としています。

○繰入金に関する事項

収支不足について、現在と同様に一般会計繰入金を見込む計画としています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

下水道事業特別会計から給与等を支出している1名(専任職員分)とし、今後の人事異動を考慮して令和元年度実績を基礎として計上。

○動力費に関する事項

平成30年度から令和元年度の平均額を計上。

○修繕費に関する事項

年度により修繕費が大きく異なるため、令和3年度予算額の端数調整前の予算額4,500千円を計上。

○委託費に関する事項

委託費の大半を占める維持管理の委託については、人件費の高騰などを考慮し、令和4年度から現状の10%増として計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	訓子府地区、末広地区、日出地区の3地区に処理施設を設けており、郊外は個別排水処理施設整備事業を実施中。3地区の距離や地理的な制約、事業規模から現状での広域化や統合は困難な状況です。
投資の平準化に関する事項	今後も機能診断を実施し、補助事業を活用しながら施設の更新を進めますが、更新時期の検討を行いながら投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続としていますので、PPP・PFIの活用の予定はありません。
その他の取組	下水熱や下水汚泥を用いた発電等のエネルギー利用については、新たに設備を追加するとすると費用対効果が得られないため、取組の予定はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業の独立採算制の原則の下、使用料で不足する財源について、一般会計からの繰出金に依存している状況で、人口減少に伴う使用料の減収や老朽化に伴う施設の更新費用の増加が見込まれます。 下水道事業が生活に不可欠なライフラインの性質上、安易な料金改定とはならないため、令和6年の法適用後、個別排水処理施設整備事業や上水道事業とも一体的に検討し、使用料の見直し実施の有無を一体的に検討します。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業では、本事業以外に活用可能な資産が無い場合、資産活用による収入増加は見込めません。
その他の取組	建設改良にあたっては、国の補助事業活用や交付税措置等の有利な起債を活用し、適切な財源確保を検討します。

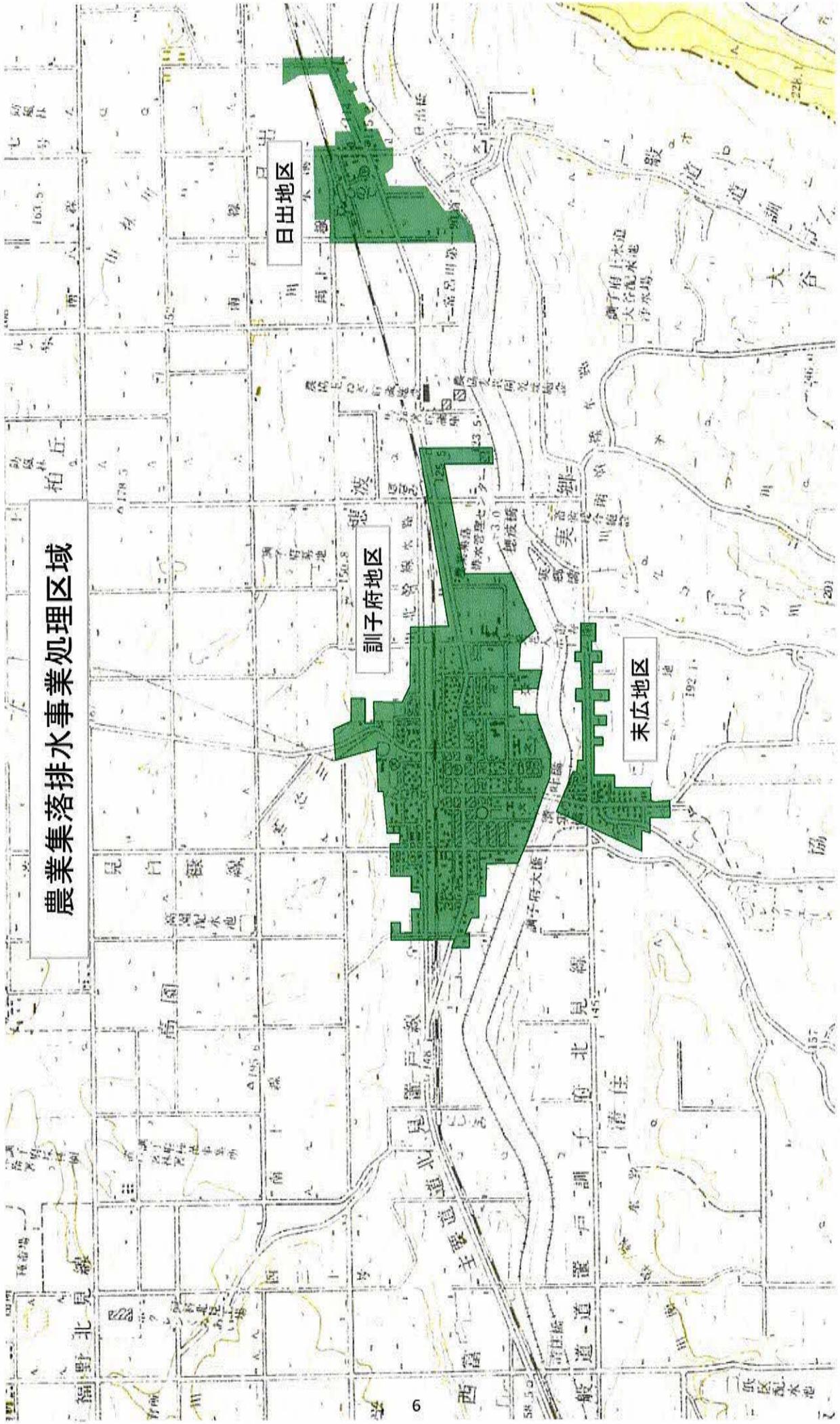
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を今後も継続していく予定としていますので、指定管理者制度やPPP・PFIについては見込んでいませんが、法適用後に再度検討します。
職員給与費に関する事項	計画期間中、個別排水処理施設整備事業及び農業集落排水事業の運営管理を職員1人の専任で給与費を算定していますが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	施設の運転は現在効率的に稼働しており、今後も現在と同様に適切な設備の運転を行い、経費の節減を図ります。
薬品費に関する事項	薬品費については、施設の維持管理の委託に含まれているため、単独での計上とはせず、維持管理委託の見直し時に薬品費も精査し、経費の節減を図る。
修繕費に関する事項	修繕費については、年度により決算額が変わり、修繕費が高額になる場合もあり、直近の予算額を計上。突発的な故障以外については、可能な限り補助事業による更新を進める。
委託費に関する事項	現在の民間委託を継続していく予定していますが、今後も内容や金額の見直しを行っていきます。
その他の取組	水洗化の促進や使用料の収納率の向上のほか、経営分析や経費節減対策に取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクル(Pが計画の策定、Dが事業の実施、Cが事業の評価、Aが事業の見直し)を継続的に運用していきます。 また、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用を予定しており、法適用後に今後の状況を検討し、経営戦略を見直します。 なお、経営戦略の見直しについては、上下水道事業経営審議会へ報告するほか、町ホームページ等で公表します。
---------------------	---

農業集落排水事業処理区域



経営比較分析表 (令和元年度決算)

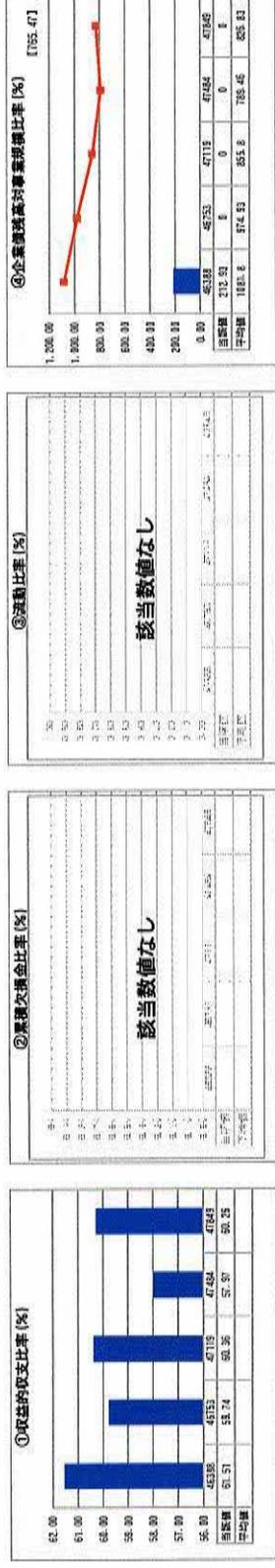
北海道 網走市 網走

業種名	事業名	類似団体区分	管理者の階級	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
下水道用 法非適用	下水道事業	F2	非設置	4,389	190.95	25.69
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)	1か月20mm ³ 当り事業料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
-	64.02	80.00	3,520	3,116	2.16	1,442.93

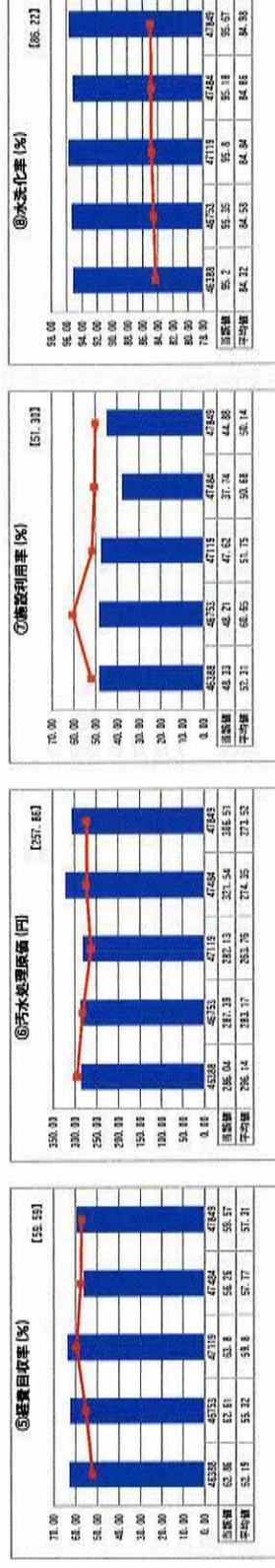
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

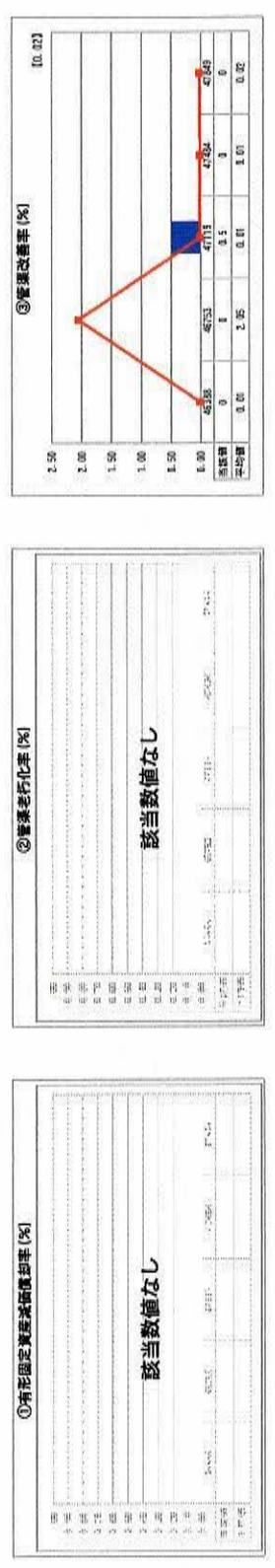


1. 経営の健全性・効率性について
 収益的収支比率は、企業価値の償還額により大きく変わるが、60%程度を維持しており、使用料収入以外の収入（一般会計歳入等）に依存する経営状況とされている。また、繰入金の一部が収益的収支比率の算定式には入らず、資本的収支比率として計上されていることから、60%程度の比率に近づいている。企業価値高経算規模比率は、平成28年度以降、企業価値高経算が一般会計からの負担によるものとなっているためゼロとなっている。経費回収率は、類似団体を若干上回っているが、汚水処理原価は、汚水処理費の増加により類似団体を上回っているため、経費の削減に努める必要がある。経費利用率は、人口減少等により類似団体より低い率となっている。水消化率は、類似団体を大きく上回っているが、100%の水消化率ではないため、生活環境改善、水質保全の観点から普及促進に努める。



2. 老朽化の状況について
 高経年排水事業の共同施設が平成4年からであり、耐用年数を超えている施設がないため、普及改善率は、下水道局職員の支障特性施設以外の更新は実施していない。管理の法定耐用年数が経過するまでに期間があり、実際の更新期間は未定であるが、施設等の更新については、耐用年数や劣化を考慮して計画的に行われる。

2. 老朽化の状況



全体総括
 企業価値の償還が一定増額あり、収入においては、使用料収入だけでは経費を賅うことができません。使用料以外の収入に依存している状況が深刻なため、今後、汚水処理費の削減に努め、経営改善に取り組むことが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

収支計画(集排)

(単位:千円, %)

区分	年度	年											
		R1年度 (決算)	R2年度 (決算) 見込	R3年度 本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 総収益的収入	収益	70,013	69,648	71,346	72,522	72,157	70,919	70,611	70,332	70,145	70,173	69,953	69,902
	業収	50,868	51,634	50,365	49,749	49,178	48,622	48,073	47,530	46,993	46,463	45,938	45,419
	業外収入	50,643	51,477	50,287	49,719	49,157	48,601	48,052	47,509	46,972	46,442	45,917	45,398
	受託工事収入												
	その他	225	157	78	30	21	21	21	21	21	21	21	21
2 総収益的支出	業外収入	19,145	18,014	20,981	22,773	22,979	22,297	22,538	22,802	23,152	23,710	24,015	24,483
	業外収入	19,145	18,014	10,837	17,317	22,979	22,297	22,538	22,802	23,152	23,710	24,015	24,483
	その他			10,144	5,456								
	費用	70,013	69,648	71,346	72,522	72,157	70,919	70,611	70,332	70,145	70,173	69,953	69,902
	業外費用	65,065	65,698	68,473	70,587	69,810	69,810	69,818	69,810	69,810	69,810	69,810	69,810
3 収支差引	業外費用	2,749	2,816	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957
	退職手当												
	その他	62,316	62,882	65,516	67,630	66,853	66,853	66,861	66,853	66,853	66,993	66,853	66,853
	業外費用	4,948	3,950	2,873	1,935	2,347	1,109	793	522	335	223	143	92
	支払利息	4,944	3,791	2,873	1,935	1,430	1,109	793	522	335	223	143	92
1 資本的収入	一時借入金利息	4	159			917							
	その他												
	資本的収入	74,728	264,887	256,698	121,490	39,653	48,129	51,798	48,808	45,113	41,329	39,263	36,894
	地方債	13,700	114,500	113,450	51,900	4,400							
	資本的収入	47,228	37,080	38,147	28,790	35,003	47,879	51,548	48,558	44,863	41,079	39,013	36,644
2 資本的支出	補助金	13,750	113,157	104,850	40,550								
	借入金	50	150	251	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	国(都道府県)補助金												
	工事負担金												
	その他	74,728	264,887	256,698	121,490	39,653	48,129	51,798	48,808	45,113	41,329	39,263	36,894
3 収支差引	建設費	27,500	227,864	218,466	92,572	4,400							
	改良費												
	職員給与	46,175	36,030	37,119	27,805	34,140	47,016	50,685	47,695	44,000	40,216	38,150	35,781
	償還金												
	他会計長期借入金返還金	1,053	993	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
3 収支差引	他会計への繰出金												
	その他												
	資本的支出												
	資本的支出												
	(F)-(G)												

収支計画(集排)

(単位:千円, %)

区分	年度	R1年度 (決算)	R2年度 (決算) 見込	R3年度 本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
收支再差引	(E)+(I)												
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)												
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	60.3	65.9	65.8	72.3	67.9	60.1	58.2	59.6	61.5	63.6	64.7	66.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	50,868	51,634	50,365	49,749	49,178	48,622	48,073	47,530	46,993	46,463	45,938	45,419
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	184,224	262,694	339,025	363,119	333,378	286,362	235,677	187,435	142,888	102,124	63,426	27,094
○他会計繰入金													
区分	年度	R1年度 (決算)	R2年度 (決算) 見込	R3年度 本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分		19,351	18,147	10,903	17,326	22,979	22,297	22,538	22,802	23,152	23,710	24,015	24,483
うち基準内繰入金		19,351	18,147	10,903	17,326	22,979	22,297	22,538	22,802	23,152	23,710	24,015	24,483
うち基準外繰入金													
資本的収支分		47,228	37,080	38,147	28,790	35,003	47,879	51,548	48,558	44,863	41,079	39,013	36,644
うち基準内繰入金		8,427	4,450	4,587	1,997								
うち基準外繰入金		38,801	32,630	33,560	26,793	35,003	47,879	51,548	48,558	44,863	41,079	39,013	36,644
合計		66,579	55,227	49,050	46,116	57,982	70,176	74,086	71,360	68,015	64,789	63,028	61,127

(単位:千円)